

東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領

2 福保障地第 1 9 7 7 号

令和 3 年 4 月 1 日

（目 的）

第 1 条

この要領は、区市町村が支出する障害者（児）短期入所事業等に要する経費に対し、東京都がその一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第 2 条

この補助金は、次の事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、区市町村が支給する指定障害福祉サービス等（法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に限る。）に要する費用
- （2）身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 5 条の 4 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 6 第 1 項に基づき、区市町村が行う措置（うち短期入所に限る。）

（補助対象経費）

第 3 条

この補助金の補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費とする。

（補助金交付額）

第 4 条

この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。ただし、医療連携体制加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 3 号）第 7 の 5 の規定により国給付費の医療連携体制加算を算定している場合に、別表に定める補助基準額に当該国給付費の算定回数を乗じた額とし、精神科医療連携体制加算については、別紙の 2 に定める算定要件を満たしている場合に、別表に定める補助基準額に利用日数を乗じた額とする。

（補助の条件）

第 5 条

福祉サービス第三者評価を 3 年に 1 回受審すること。この場合において、3 年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した日を含む月の翌月 1 日とし、福祉サービス第三者評価の受審を完了せずに 3 年を経過した場合は、3 年を経過した月から次に受審を完了した月までのサービス提供分について、補助金を交付しない。ただし、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に新たに短期入所の指定を受けた事業所については、当初指定年月日から起算して 3 年間は、福祉サービス第三者評価の受審が完了していない場合も、補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助基準額

1 障害者短期入所（2の場合を除く）

(1) 福祉型短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,454	2,669	2,723	2,884	2,993	3,207	3,369	3,530
区分5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分4	1,755	1,906	1,943	2,057	2,132	2,283	2,396	2,510
区分3	1,600	1,737	1,771	1,873	1,940	2,076	2,179	2,280
区分2	1,417	1,535	1,565	1,654	1,714	1,832	1,922	2,010
区分1	7	125	155	244	304	422	512	600

(2) 福祉型短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,829	1,969	2,004	2,109	2,179	2,319	2,424	2,530
区分5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分4	2,460	2,534	2,553	2,609	2,646	2,720	2,775	2,830
区分3	2,719	2,776	2,790	2,832	2,860	2,917	2,959	3,000
区分2	2,809	2,849	2,859	2,889	2,909	2,950	2,980	3,010
区分1	89	129	139	169	189	230	260	290

(3) 福祉型強化短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	2,454	2,669	2,723	2,885	2,992	3,208	3,369	3,530
区分5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分4	1,754	1,906	1,943	2,057	2,132	2,284	2,397	2,510
区分3	1,601	1,737	1,771	1,874	1,940	2,077	2,179	2,280
区分2	1,416	1,535	1,565	1,654	1,713	1,832	1,921	2,010
区分1	6	125	155	244	303	422	511	600

(4) 福祉型強化短期入所サービス費（II）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	1,829	1,969	2,005	2,109	2,180	2,320	2,425	2,530
区分5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分4	2,460	2,534	2,552	2,608	2,646	2,720	2,775	2,830
区分3	2,720	2,776	2,790	2,832	2,861	2,917	2,959	3,000
区分2	2,808	2,849	2,859	2,889	2,909	2,949	2,980	3,010
区分1	88	129	139	169	189	229	260	290

2 障害者短期入所（区分6から4の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

(1) 福祉型短期入所サービス費（I）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	10,434	10,649	10,703	10,864	10,973	11,187	11,349	11,510
区分5	11,946	12,129	12,175	12,312	12,403	12,586	12,723	12,860
区分4	13,425	13,576	13,613	13,727	13,802	13,953	14,066	14,180

(2) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	8,194	8,457	8,523	8,721	8,852	9,116	9,313	9,510
区分5	9,695	9,926	9,984	10,157	10,272	10,504	10,677	10,850
区分4	11,184	11,384	11,433	11,583	11,682	11,882	12,031	12,180

(3) 福祉型短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,149	7,289	7,324	7,429	7,499	7,639	7,744	7,850
区分5	7,955	8,078	8,109	8,201	8,263	8,386	8,478	8,570
区分4	10,240	10,314	10,333	10,389	10,426	10,500	10,555	10,610

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	4,897	5,086	5,134	5,274	5,369	5,558	5,699	5,840
区分5	5,704	5,875	5,918	6,046	6,132	6,304	6,432	6,560
区分4	7,989	8,111	8,141	8,233	8,295	8,417	8,509	8,600

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保 8 7 2 - 1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘 3 - 1 - 7 2
東京都日野療護園	日野市落川 2 4 5 - 1
短期入所 みずき	府中市朝日町 3 - 1 7 - 5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継 8 4 - 6
八王子療護園	八王子市館町 2 8 3 7
アミークス東糀谷	大田区東糀谷 6 - 4 - 1 7
竹の塚あかしの杜なごみ	足立区竹の塚 7 - 1 9 - 1 1
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田 3 - 1 4 - 1 9

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分2	1,243	1,386	1,422	1,530	1,601	1,746	1,853	1,960
区分1	7	125	155	244	304	422	512	600

(2) 福祉型短期入所サービス費 (IV)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分 2	2,305	2,370	2,386	2,435	2,468	2,532	2,581	2,630
区分 1	89	129	139	169	189	230	260	290

(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分 2	1,243	1,386	1,422	1,531	1,601	1,746	1,853	1,960
区分 1	6	125	155	244	303	422	511	600

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分 2	2,304	2,370	2,386	2,435	2,467	2,532	2,582	2,630
区分 1	88	129	139	169	189	229	260	290

4 医療連携体制加算

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
(IV) - 1	698	929	986	1,159	1,274	1,505	1,678	1,850
(IV) - 2	436	580	616	724	796	940	1,048	1,156
(IV) - 3	349	465	493	580	637	753	839	925
(VII)	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
(VIII)	790	814	820	838	850	874	892	910

5 精神科医療連携体制加算

330円 (級地は問わない。)

精神科医療連携体制加算算定基準等

1 目的

専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。

2 算定要件

- (1) 法第36条第1項の規定に基づき東京都知事又は八王子市長による指定を受けている短期入所事業所であること。
- (2) 以下の項目を満たしている事業所として福祉保健局長に届け出ること。
 - ア 事業所の主たる対象者が精神障害者のみであること。
 - イ 精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されていること。
 - ウ 国費の医療連携体制加算（IX）を算定していないこと。
- (3) 対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。
- (4) 対象者に対し、生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

3 届出方法等

2（2）に定める届出は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 届出は、精神科医療連携体制加算に係る届出書（別記第1号様式）により行うこととする。
- (2) 新規の届出を行う場合は、毎月15日を締切とし、翌月1日より算定可能とする。
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに終了の届出を行うこと。